

「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」 教育内容に関するワーキンググループの設置について（案）

1. 趣旨

- (1) 観光立国推進基本法第16条において、「国は観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実に必要な施策を講ずるもの」とされている。
- (2) 大学における観光に関する教育内容については、その裾野が広く、各大学では多様な教育が行われているが、現在、観光関連学部・学科を新設する大学をはじめ観光分野の教育内容の充実を図る大学が増加している中で、実践的で観光分野の中核を担いうる優秀な人材を育成するためには、産業界や地域が求める人材が習得すべき教育内容についての認識を共有化する必要がある。
- (3) そのため、大学側が教育内容の検証を行うのに資するべく産業界や地域のニーズを体系的に整理するとともに、教育内容の充実に向けた産学官の連携のあり方を議論するため、「観光関係人材育成のための産学官連携検討会議」の下に、6月を目途に「教育内容に関するワーキンググループ」を設置する。

2. メンバー

観光関係人材育成のための産学官連携検討会議のメンバー及び第3回会議の出席者のうち参加を希望する大学、業界関係者及び関係省庁で構成する。

また、必要に応じて関係者を参加させることができるものとする。